

四街道市営自転車駐車場条例新旧対照表

改正案			現 行		
<u>四街道市営自転車等駐車場条例</u>			<u>四街道市営自転車駐車場条例</u>		
(趣旨)			(趣旨)		
第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定により、 <u>四街道市営自転車等駐車場</u> （以下「駐車場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。			第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定により、 <u>四街道市営自転車駐車場</u> （以下「駐車場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。		
(名称等)			(名称等)		
第3条 駐車場の名称、位置及び利用対象は、次のとおりとする。			第3条 駐車場の名称、位置及び利用対象は、次のとおりとする。		
名称	位置	利用対象	名称	位置	利用対象
四街道駅南口第3自転車駐車場	四街道市和良比244番地の6	自転車等	四街道駅南口第3自転車駐車場	四街道市和良比244番地の6	原動機付自転車及び自転車
物井駅東側自転車駐車場	四街道市物井285番地の7	自転車等	物井駅東側自転車駐車場	四街道市物井285番地の7	原動機付自転車及び自転車
物井駅西側第1自転車駐車場	四街道市もねの里五丁目100番地	自転車等	物井駅西側第1自転車駐車場	四街道市もねの里五丁目100番地	原動機付自転車及び自転車
(利用時間)			(利用時間)		
第6条 駐車場の利用時間は、 <u>午前零時</u> から午後12時までとする。ただし、指定管理者は、管理運営上特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、臨時に利用時間を変更することができる。			第6条 駐車場の利用時間は、 <u>午前0時</u> から午後12時までとする。ただし、指定管理者は、管理運営上特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、臨時に利用時間を変更することができる。		
(定期利用)			(定期利用)		
第9条 駐車場を定期利用しようとする者は、指定管理者に <u>申込み</u> をし、			第9条 駐車場を定期利用しようとする者は、指定管理者に <u>申込みし利</u>		

定期利用の登録（以下「定期利用登録」という。）を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、定期利用登録をしたときは、当該登録を受けた者に自転車等駐車場利用登録許可証（以下「許可証」という。）及び登録証を交付するものとする。
- 3 許可証及び登録証の有効期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、当該期間の途中において当該期間内の利用に係る定期利用登録をしたときの有効期間の始期は、当該定期利用登録をした日とする。
- 4 定期利用登録のできる台数は1人1台とする。ただし、駐車場の保有台数の限度において登録を締め切るものとする。
- 5 登録証の交付を受けた者は、自転車等の見やすいところにこれをちよう付しなければならない。

（一時利用）

第10条 駐車場を一時利用しようとする者は、利用の都度、一時利用の登録（以下「一時利用登録」という。）を受けなければならない。

- 2 一時利用登録は、自転車等駐車場一時利用券（以下「一時利用券」という。）の交付により行うものとする。
- 3 一時利用券の交付を受けた者は、自転車等の見やすいところにこれを取り付けなければならない。
- 4 （略）

（監督処分）

第12条 指定管理者は、利用者がこの条例等の規定に違反したとき、その他駐車場の管理上支障が生じたときは、定期利用登録又は一時利用

登録を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による利用登録をしたときは、当該登録を受けた者に自転車駐車場利用登録許可証（以下「許可証」という。）及び登録証を交付するものとする。
- 3 前項の規定による許可証及び登録証の有効期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、当該期間の途中において当該期間内の利用に係る利用登録をしたときの有効期間の始期は、当該利用登録をした日とする。
- 4 利用登録のできる台数は1人1台とする。ただし、駐車場の保有台数の限度において利用登録を締め切るものとする。
- 5 第2項の規定による登録証の交付を受けた者は、自転車等の見やすいところにこれをちよう付しなければならない。

（一時利用）

第10条 駐車場を一時利用しようとする者は、利用の都度、利用登録を受けなければならない。

- 2 前項の規定による利用登録は、自転車駐車場一時利用券（以下「一時利用券」という。）の交付により行うものとする。
- 3 前項の規定による一時利用券の交付を受けた者は、自転車のハンドルにこれを取り付けなければならない。
- 4 （略）

（監督処分）

第12条 指定管理者は、利用者がこの条例等の規定に違反したとき、その他駐車場の管理上支障が生じたときは、第9条第1項又は第10条第

登録（以下「利用登録」という。）を取り消すことができる。

2～4 （略）

（使用料）

第13条 利用登録を受けた者は、次に定めるところにより使用料を納付しなければならない。

区分			金額
定期 利用 者	市内 在 住 者	一般	原動機付自転車 10,690円 自転車 5,340円
		高校生以下	原動機付自転車 6,110円 自転車 3,050円
	市外 在 住 者	一般	原動機付自転車 21,380円 自転車 10,690円
		高校生以下	原動機付自転車 12,220円 自転車 6,110円
一時利 用	1回につき	原動機付自転車	200円
		自転車	100円
	回数券（自転車 11回分）		1,000円

備考 第9条第3項ただし書の規定の適用がある場合の使用料は、定期利用登録を受ける日の属する月以後の月数によつて月割計算をして得た額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

1項の規定による利用登録を取り消すことができる。

2～4 （略）

（登録料）

第13条 第9条第1項又は第10条第1項の規定による利用登録を受けた者は、次に定めるところにより登録料を納付しなければならない。

区分			金額
定期 利用 者	市内 在 住 者	一般	原動機付自転車 10,500円 自転車 5,250円
		高校生以下	原動機付自転車 6,000円 自転車 3,000円
	市外 在 住 者	一般	原動機付自転車 21,000円 自転車 10,500円
		高校生以下	原動機付自転車 12,000円 自転車 6,000円
一時利 用	1回につき	原動機付自転車	200円
		自転車	100円
	回数券（自転車 11回分）		1,000円

備考 第9条第3項本文に規定する期間の途中において当該期間内の利用に係る利用登録を受ける場合の登録料は、当該登録を受ける日の属する月以後の月数によつて月割計算をして得た額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(使用料の減免)

第14条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条に規定する使用料（一時利用に係るものを除く。）の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の還付)

第15条 既に納付した使用料は還付しない。ただし、利用者の責に帰することのできない理由により駐車場の利用ができなくなつたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第16条 利用者の責に帰すべき事由により、駐車場の施設又は設備に損害を与えた場合は、利用者は、その損害を賠償しなければならない。

2 (略)

(登録料の減免)

第14条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条に規定する登録料（一時利用に係るものを除く。）の全部又は一部を免除することができる。

(登録料の還付)

第15条 既に納付した登録料は還付しない。ただし、利用者の責に帰することのできない理由により駐車場の利用ができなくなつたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第16条 利用者の責に帰すべき事由により、この施設に損害を与えた場合は、利用者は、その損害を賠償しなければならない。

2 (略)